

## 池田市

## 家庭ごみの指定袋制をスタート ～家庭ごみ排出量の20%削減をめざして～

### はじめに

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄といった資源消費型の社会経済システムを改め、資源の循環や環境に主眼をおいた循環型社会の形成が強く求められています。昨年6月には、全国市長会が「都市と環境」と題する提言において、「持続可能な社会」の実現こそ21世紀最大の人類の課題であると指摘し、環境問題を地球規模で考え、地域から行動を起こそうと呼びかけました。

本市においても、循環型社会形成への対応が急務になっており、平成16年2月に池田市廃棄物減量等推進審議会から提出された家庭ごみの減量化に関する答申や、「都市と環境」における政策提言の一つ「ごみの減量・資源化の促進」を受け、“ごみの有料化・池田市版”となる「家庭ごみの指定袋制」を平成18年4月からスタートしました。

### ベースは20%減量

ごみの有料化は経済的インセンティブによるごみ減量・資源化対策として効果的であるとされ、全国各地で取組が進んでいます。

府内でも幾つかの先進事例がありますが、本市では、市と市民の協働によるごみ減量化を推進する観点から、家庭ごみ排出量の80%を超える部分を有料とする超過量方式を採用しています。

### 税：個人負担＝8：2

この制度の枠組みは、20%減量を全市民の努力目標として定め、そこを分岐点に税金の投入と個人負担を区分するというものです。つまり、排出量80%

分に相当する指定袋を無料で配布し、それを超える部分は自己責任の領域として有料で指定袋を購入していただくことになります。

この“減量目標20%”の設定は、先進事例などからみて市民の許容限度であるとの考えに立っているもので、本市では、「燃えるごみ」の市民一人あたりの年間排出量は、200kgですので、20%減量を行うことにより、160kgに削減されることになります。本市では、この160kgのごみを処理できる指定袋を、世帯の人数に応じて無料配布しています。

### 「燃えないごみ」はすべて有料

指定袋の無料配布は「燃えるごみ用袋」のみとしています。「燃えないごみ」と「粗大ごみ」は排出量の個人差が大きいことから、排出者責任の考えに立って全て有料での処理となります。

「粗大ごみ」には粗大ごみシールを貼る必要がありますが、「粗大ごみ」と「燃えないごみ」の区別は、「燃えないごみ用袋」に入らないものが「粗大ごみ」という位置づけをしています。

### 指定袋の手数料

指定袋1枚あたりの処理手数料（販売価格）は次のとおりです。

種別	燃えるごみ用	燃えないごみ用
10 <sup>リットル</sup> 袋	20円	—
20 <sup>リットル</sup> 袋	40円	100円
30 <sup>リットル</sup> 袋	60円	150円
40 <sup>リットル</sup> 袋	80円	—
粗大ごみ処理券	300円	

※「燃えないごみ用指定袋」と「粗大ごみ処理券」の無料配布は行いません。

## 福祉加算制度などを実施

指定袋制の実施にあたり、平成17年9月市議会で「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正を行いました。議会前にパブリックコメントを実施し、93件の意見が寄せられました。

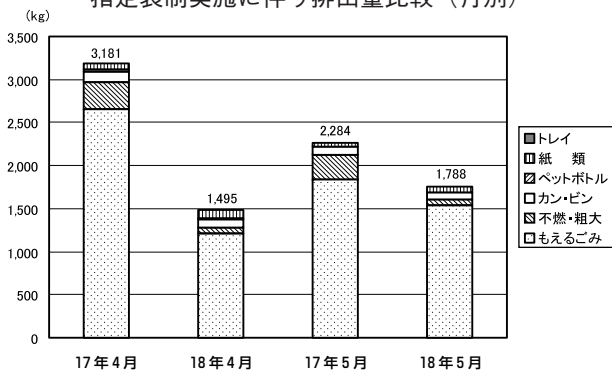
パブリックコメントの意見の大半は、袋の配布枚数、配布方法、大きさなどに関するものでしたが、当初予定していなかった10%袋を新たに作成したほか、本市独自の工夫も数多く盛り込みました。

### 《特徴的な制度》

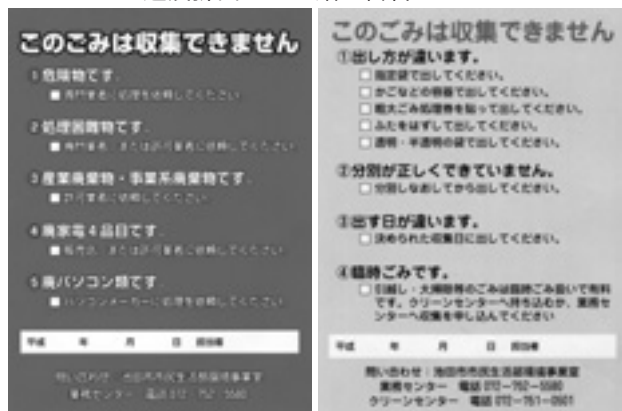
- ・福祉加算…紙おむつ支給事業の対象者や乳幼児のいる世帯に無料配布枚数を加算する。
- ・無料配布袋の変更…世帯人数ごとに設定している配布パターンを変更できる。
- ・無料配布の2分割制…無料配布袋を2回に分けて受け取れる。

担当窓口では煩雑な作業を強いられますが、市民の利便性は大いに高まったものと認識しています。

指定袋制実施に伴う排出量比較（月別）



違反排出ごみに貼る警告シール



## 市民の反応

市議会での議決後、小学校区や自治会単位などで約70回の市民説明会を行い、制度の周知に努めました。

市民の間には、単に「有料化」のみが意識されている状態で強い反対意見もありましたが、説明会を通して指定袋制の全体像が徐々に理解され、4月のスタート時における違反排出は約5%という、予想以上に良好な滑り出しとなりました。その後も、収集量の減少とごみの分別など排出状況の改善が進んでおり、5月末では前年同月比で収集量40%の減、違反排出率は1%という状況になっています。

## 今後の課題と展開

制度実施後3か月を経過し、指定販売店での無料配布袋の引き換えや販売の状況も落ち着きを見せ、また、3月から4月にかけて多数寄せられた担当窓口への苦情や問い合わせも一段落してきました。当初の苦情等は、制度への反対、無料袋引換券や指定販売店に関する問い合わせなどが大半で、全市民の日常生活にかかわる制度を変更することの難しさを痛感する場面も少なくありませんでした。

今後は、排出量の80%分に相当する無料配布袋を使い切ってしまった市民の制度への苦情が予想されますが、これも越えなければならない課題だと考えています。

本市では、「指定袋制」の実施にあわせ、ごみの減量と資源化への取組の一環として、本年度、レジ袋削減の推進を目的に、マイバッグのデザインを全国規模で公募し、優秀作品に選ばれたオリジナルのマイバッグを作成・配布・販売する「オリジナルマイバッグ普及事業」を実施することとしております。

“ごみ行政”は自治体間における統一性に欠ける施策の一つであり、様々な取組には試行錯誤を伴いますが、本市もまた、制度の改善に努め、循環型社会づくりを目指して、ごみ半減自治体へと歩を進めていきたいと考えています。